

# 一般質問

稲場 仁子 議員



## ただ 町政を質す!!

**町長** 遠軽町として合併10周年を記念するセレモニーについては、セレモニーという形式にこだわることなく、現在予定している記念行事を含め、遠軽町の魅力を効果的に発信するとともに、ふるさとへの愛着が高められ、

**問** 遠軽町は今年10月1日で合併から10年、一つの節目を迎えます。記念行事としてNHKのど自慢大会や札幌交響楽団の演奏会が予定されていますが、遠軽町として合併10周年を記念するセレモニーを行う考えはありませんか。

**町長** 町民憲章、町木、町花などの制定については、合併協議の「慣行の取り扱い」で新町において定めると協議されています。制定後はその自治体のシンボルとして後世に引き継がれることにな

**再問** 合併協定書で、町民憲章、町木、町花は新町で定めるとしたものの、いまだ制定されていないことから、10月1日に向け早急に取り組む考えはありませんか。

町民の皆さんと一体感を共有できる事業を検討しています。

**問** 町民憲章、町木、町花などの制定は  
**答** 検討機関を設置し、必要性も含めて検討する

**再問** 地域審議会の設置期間は、平成28年3月31日までとなっています。第2次遠軽町総合計画も策定され、今後10年のまちづくり、地域づくり、地域コミュニケーションの拡大・強化を考えた時、そのあり方も含め地域審議会に代わる新たな組織を作る考えはありませんか。

るため、10月1日にこだわることなく検討する機会を設置するとともに、いろいろな場面で皆さんのご意見をお伺いしながら、その必要性も含めて検討していきます。

**町長** 遠軽町地域審議会については、市町村の合併の特例に関する法律に基づき各地域に設置されたものであり、現在の地域審議会委員の皆さんの任期満了で設置期間の終了となります。今後については、昨年開催した地域審議会において、委員の皆さんから様々なご意見をいただきました。これまでの10年間の地域審議会の役割を踏まえ、これからは、一つの町として一体感を求めていくのも重要ですが、何らかの形で、地域の皆さんの声を聞く機会も必要と思っています。

地域審議会は、合併特例法第5条の4第1項に基づき、合併関係市町の区域を単位として設けられ、合併市町の施策に関して長から諮問を受け、又は必要に応じて長に対して意見を述べることでできる合併市町の附属機関です。

すでに、各地域審議会において、新たな10年に向けて、一つの町となっていくような組織の設置を検討するとお話ししています。

◎地域審議会  
地域審議会は、合併特例法第5条の4第1項に基づき、合併関係市町の区域を単位として設けられ、合併市町の施策に関して長から諮問を受け、又は必要に応じて長に対して意見を述べることでできる合併市町の附属機関です。

設置期間は、長くても新市町建設計画の計画期間である5～10年の期間とすることが適当と考えられています。

# ただ 町政を質す!!

## 一般質問

黒坂 貴行 議員



**問** 国は「まち・ひと・しごと創生総合計画」により、人口減少克服・地方創生に取り組む方針を決定しました。

平成26年度補正予算にも「地域消費喚起・生活支援型」「地方創生先行型」に分けて「地方住民生活等緊急のための交付金」を創設し、遠軽町も有効に活用しようとしているところですか。

今後は、期間5年間の「地方版総合戦略」の策定が行われ、住民に身近な施策を幅広く盛り込むことが大変重要だと考えます。

策定するに当たって、

次の点について伺います。

①地域の特色を活かすためにも、多くの方々の参加が必要ですが、組織・構成の考えは。

②北海道との連携について、現時点での考えは。

③地方版総合戦略と見直された第2次遠軽町総合計画との関係についての考えは。

るよう要請されています。

推進組織は、住民団体や産業界、労働団体、青年団体等から選出された委員で構成されている地域審議会などを活用し、充分協議して策定します。

北海道には、市町村間の連絡調整や支援を行い、広域にわたる施策等の実施を期待しています。

戦略の目標設定に当たっては、施策の方向性について整合性をを図り、北海道の推進組織に参加し、市町村間連携も進めます。

総合計画は、総合的なまちづくりの方向性を示し、地方版総合戦略は、

### 答

### 問

「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定の取組みは  
住民団体・産業界・労働団体等  
と充分協議して策定する

**問** 第2次総合計画に基づく財政推計では、平成36年度までの主要事業費

**問** 次期財政計画についての考えは

**答** 長期的視野に立ち持続可能な運営を行う

**町長** 財政計画は、平成27年度に策定し、期間は28年度から37年度までの10年間を予定しています。

今後の大型事業を見据え、将来にわたって持続可能な行政運営が行えるよう、長期的な視野に立ち策定します。

地方交付税については、特例分の7割が確保される見通しとなりましたが、想定事業実施については財政状況や社会情勢により事業を選択し、安定した財政基盤の確立に努めます。

で140億円、想定ハード事業では、319億円を見込んでいます。必ずしも全額支出とはならないが「財政的に大丈夫か？」との懸念も聞かれます。

そうなんです。新たな財政計画策定により、今後の財政運営をしっかりと示す必要があります。策定についての考えは。

# 一般質問

佐藤 昇 議員



## ただ 町政を質す!!

**問** 国際交流の推進については、第2次遠軽町総合計画で「国際化に対応した環境の整備」、施政執行方針でも「交流参加型国際観光地づくりモデル事業」で国際交流の推進がうたわれています。今後、ラグビーワールドカップの開催などで外国人観光客の増加が期待されますが、町として外国人を迎え入れるための環境整備を進めていく必要があると考えます。

①まず役場が率先して施策の展開を図るといふ観点から、役場庁舎内の課表示板や案内の表記に「英語・中国語」などの

多言語も合わせて表示していく考えは。

②町内の公共施設、事業所、金融機関、医療機関等に対しても①と同様の考え方を奨励していく考えは。

③今ある町内観光施設の屋内外表記、さらには今後建設予定の「道の駅」などの施設や表示看板等にも多言語表記を進めていく考えは。

**町長** ①役場が率先して多言語表示をとるという点には、外国人が多く訪れる場所について優先的に整備をしていきます。

②現在もジオパークア

リにおいて、一定程度外国語表記を完備する内容にしています。

民間等の施設については、それぞれの事業所で必要に応じて対応されると思いますが、情報交換に努めていきたいと考えています。

③現在も「虹のひろば」の入口とその近傍の2箇所において、施設案内板に、英語・中国語・韓国語による「歓迎」の表記を行っています。また、町内の「道の駅」やジオパーク関連の看板にも同様の表記を行っています。

そうしたことから、当面は訪日外国人の入込状

況やニーズを捉えながら外国語表記について検討していきます。

また、今後建設予定の道の駅については、観光情報の発信機能を付する施設となることから、外国語表記やピクトグラム表示などを検討していきたいと考えています。

**再問** ②について、町内の事業所などにもお願いしていくことも含めて取り組むべきではないでしょうか。

**企画課長** お願いすることも含めて、対応したいと考えています。

### 問

国際化に対応した施策の展開を

### 答

外国人が多く訪れる場所から優先的に行う

#### ◎ピクトグラム表示

一般に「絵文字」「絵単語」などと呼ばれ、何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号（サイン）の一つです。

地と図に明度差のある2色を用いて、表したい概念を単純な図として表現する技法が用いられます。

主に鉄道駅や空港などの公共空間で使用され、文字による文章で表現する代わりに、視覚的な図で表現することで、言語に制約されずに内容の伝達を直感的に行う目的で使用されています。

(ウィキペディアより)

# ただ 町政を質す!!

## 一般質問

阿部 君枝 議員



**問** サイトメガロウイルスは、健康であれば症状がでないほど弱いですが、妊娠中に初感染すると、妊婦には影響がなくとも生まれてくる子どもにも肝機能異常、脳障がい、難聴などを引き起こします。以前は、多くの人が、子どもころの遊びの中で感染して体内に抗体ができていました。しかし、衛生環境が格段に良くなったことで、ウイルスの抗体を持たないまま成長し、妊娠するケースが増えています。

厚生労働省は「抗体保有率は、1990年頃には9割あったが、近年は

7割にまで低下した」と指摘しており、妊娠中に初感染する妊婦の割合が増える傾向にあります。国の妊婦健診の項目には、同ウイルスが入っており、同ウイルスが入っておらず、一般にも認知度は極めて低いと聞き及んでいます。

感染は、子どもの唾液や尿に触れておこることが多いため、全ての妊婦に対し、感染予防策を早急に取り組むべきと考えるところから、次の点について伺います。

**町長** ①本町の現状は、

### 答

### 問

新たにフェイスブックを開設し、情報を提供したい

サイトメガロウイルス等の感染症予防対策を

現在実施されている妊婦一般健康診査項目には、同感染症の検査は入っており、医療機関からの報告もされないことから、感染等の把握はされていません。

母子手帳交付の際や妊婦面接のときに配布する副読本を採用し、周知を図っています。また、数年前から「赤ちゃんとお母さんの感染症予防対策5か条」という資料も説

明を加えて配布し、個人でできる対策の周知を行っています。

②予防と対策について、広報紙、ホームページに加え、担当する保健福祉課では、この度フェイスブックのページを開設し様々な情報を提供していきたいと考えており、若い妊婦さん方にも理解してもらうために、これらのメディアを通して様々な機会に感染症予防や生活習慣病予防等の周知に取り組みます。

### ◎サイトメガロウイルス(CMV)感染症

ヘルペスウイルスの仲間、症状が出ることは少ないです。しかし、免疫力が低下するとさまざまな症状を起こします。

日本人の場合、乳幼児期の感染率が高く、大多数の人が抗体を持っていて再感染することはありません。しかし、ヘルペスのように再発することもあります。

#### ▶先天性感染

胎内感染です。妊娠中に母親が初めて感染して、それが胎盤を通して胎児に感染した場合に、出産時に異常がある場合が1割程度あります。

#### ▶後天性感染

CMVは、感染者の体液（唾液、涙、母乳、尿、便、血液、膣液、精液など）に周期的に排出され、これらの体液との密接な接触により感染します。

(STD研究所HPより)